

# 画像撮影契約書

医療法人いつき会 守山いつき病院院長 佐藤正樹（以下「甲」という）と

\_\_\_\_\_（以下「乙」という）との間において、甲が所有する第3条に掲げる画像診断装置の利用につき、下記の条項により契約を締結する。

## （信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、相互に信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

## （契約の目的）

第2条 甲は、乙の依頼に基づき、本契約書に定める所に従い画像撮影を実施し、その結果を記録した記録媒体（CD-R）を乙に提供し、乙はその対価を甲に支払うものとする。

## （利用機器及び利用料等）

第3条

- 乙が利用できる画像診断装置及びその利用料の算出方法は、別表1に定める所による。
- 前項の利用料に係る消費税額及び地方税消費額は、消費税法及び地方税法に定める税率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てるものとする。
- 乙が甲に支払うべき利用料は、第1項により算出した利用料及び前項により算出した消費税相当額の合計額とする。

## （契約期間）

第4条 契約期間は、平成 年 月 日から平成 年3月31日までとする。但し、契約期間満了の1か月前までに双方または一方から文書による改廃の申し出が無ければ、更に1か年更新するものとし、以後この例によるものとする。

第5条

- 乙は、第3条第1項に定める甲が保有する機器を利用しようとするときは、甲が定めた「画像診断依頼票」により、その実施を依頼するものとする。
- 画像診断依頼票の記載事項の不備により事故が発生したときには、甲は、乙に対しその責を負わないものとする
- 甲は、第1項により依頼を受けた業務を完了したときは、当該画像撮影の結果を記録した媒体（CD-R）を乙に引き渡し、乙に対する報告とする。甲が、乙に引き渡した記録媒体（CD-R）の所有権は乙に帰属する。

第6条 甲は、乙から依頼を受けた画像撮影の業務中に、対象患者に事故が発生した場合は、甲の責任においてその処置を行うとともに、乙に遅滞無く事故の状況等を報告するものとする。

(利用料等の請求及び支払方法)

第7条

- 1 甲は、乙から依頼を受けて実施した画像撮影の業務について1か月分を取りまとめ、業務実施日の翌月10日までに乙に対して適法な支払請求書をもって、利用料の請求をするものとする。
- 2 乙は、前項に定める支払請求書に基づき、請求締め月の翌月末日（請求書が届いた月の末日）までに甲の指定する金融機関の預貯金口座に振込により支払いするものとする。但し、支払に要する振込手数料等の費用は乙の負担とする。

(秘密の保持)

第8条 甲は、乙から依頼を受けて実施した画像撮影の業務において知り得た情報について、乙の許諾なく他に漏らしてはならない。

(協議)

第9条 本契約書について甲乙間に疑義が生じた場合、もしくは本契約書に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議して解決するものとする。

上記の契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各自1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 住所 愛知県名古屋市守山区守山二丁目18番22号  
氏名 医療法人いつき会 守山いつき病院  
院長 佐藤 正樹 ⑩

(乙) 住所

氏名

⑩